

割賦販売法の一部を改正する法律案に係る事前評価書

1. 政策の名称

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備及び FinTech によるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備

2. 担当部局

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長 坂本 里和
電話番号：03-3501-2302 e-mail：kappannhou@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成28年10月

4. 規制見直しの目的、内容及び必要性等

(1) 規制見直しの目的

①クレジットカード番号等に関するセキュリティ対策の強化

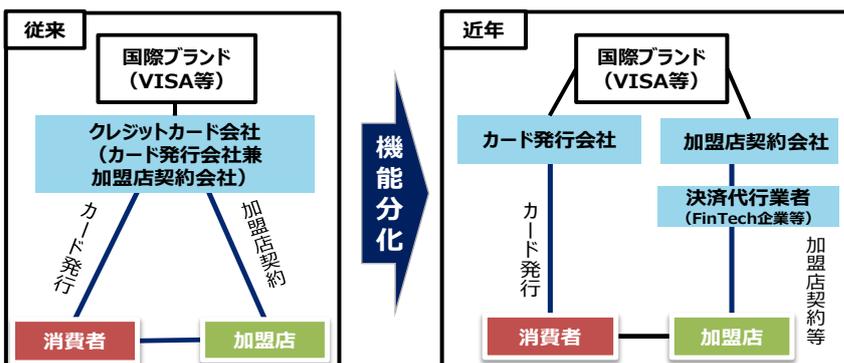
近年、クレジットカード取引は、カード発行会社がクレジットカード加盟店（以下「加盟店」という。）との契約を別会社（加盟店契約会社）に行わせる形態が増加している。

加盟店における情報漏えい対策及び不正使用対策の実効性確保、並びに消費者被害の未然防止の実現のために、加盟店に問題がないかどうかについて、加盟店に対してクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約の締結をする加盟店契約会社や決済代行業者などの適切な主体がモニタリング及びスクリーニングを行うことで加盟店網の適正化をはかる。

これに関して、クレジット取引の構造変化も踏まえ、FinTech（Finance × Technology の造語。先端技術を用いた革新的金融サービス。）を活用する決済代行業者についても、法的位置づけの獲得を可能とする。

また、カード番号漏えいの続発及び不正使用増加に対処すべく、事業者におけるセキュリティ対策を一層促進する。

<図1：クレジット取引の構造変化>



②消費者への適正な情報提供の実施

割賦販売法において定められているクレジットカード利用時において加盟店に課されている書面交付義務が、取引上のコストとなり、新規ビジネスの阻害要因となっているため、記載項目及び情報提供方法を合理化する。

(2) 規制見直しの内容

①加盟店管理

加盟店に対してクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約の締結をする者（以下「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という。）について登録制を導入する。

また、登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に対し、クレジットカード番号等の「適切な管理」や「不正な利用の防止」を図るための調査等を義務付ける。

具体的には、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無等の調査を求め、当該おそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずることや調査を行った場合の調査記録の作成・保存等を義務付ける。

なお、本来的には加盟店契約会社の業務である加盟店管理について、決済代行業者も「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として登録を受けることができることとし、技術力・信頼度の高い決済代行業者による法的位置づけの獲得を可能とすることで、決済代行業者と既存の加盟店契約会社との競争促進を図る。

②セキュリティ対策

従来、カード発行会社及び加盟店契約会社のみ課されていたクレジットカード番号等の適切な管理義務及び自らの委託先におけるクレジットカード番号等の適切な管理を図るための委託先への指導等の義務について、加盟店に対しても同様に義務付ける。

また、加盟店に対し、偽造カード・なりすまし対策等、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するための措置を講じることを義務付ける。

具体的には、対面決済については決済端末のIC対応化、非対面決済についてはパスワードによる本人認証などの措置を想定している。

③消費者への適正な情報提供の実施

現行法でクレジットカード利用時において加盟店に課されている書面交付義務に代えて、情報提供義務とする（ただし、消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする）。また、加盟店が提供する情報項目のうち、「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」は、契約の締結時に商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供を行う場合に、「契約の解除に関する事項」は特約が加盟店とカード利用者の間がない場合に、省略可能とする等の見直しを行う。

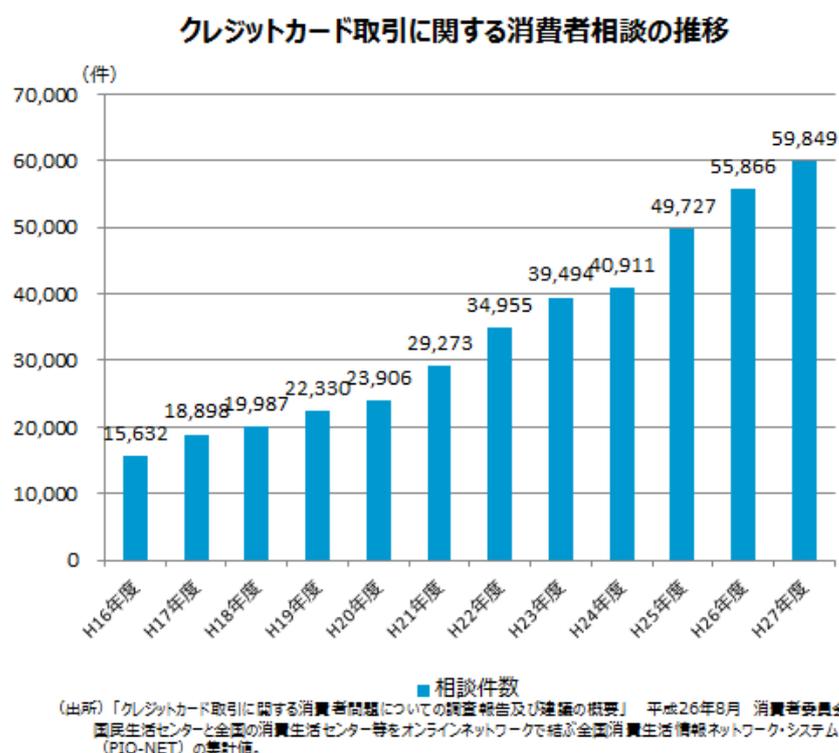
(3) 規制見直しの必要性

我が国においては、加盟店契約を締結するクレジットカード会社の大半は、クレジットカード発行業務にも携わっていたため、「包括信用購入あっせん業者」として、割賦販売法に定める登録を受ける等の規制を受けてきた。従前、このように割賦販売法の規制を受けていること等を背景として、クレジットカード会社の自主的取組を通じて、悪質加盟店（違法な取引を行う加盟店やクレジットカード取引システムの信頼性・安定性を損なう加盟店等）の排除が実現されてきたと言われている。

しかし、近年、加盟店契約を専門とする者や決済代行業者が増加しつつあるところ、これらの者はクレジットカード発行を行わないため、原則として割賦販売法の規制対象とならず、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい面があることが指摘されている。また、決済代行業者の中には、海外のアクワイアラーを経由した取引によって販売業者等にクレジットカード利用環境を提供する者もある。

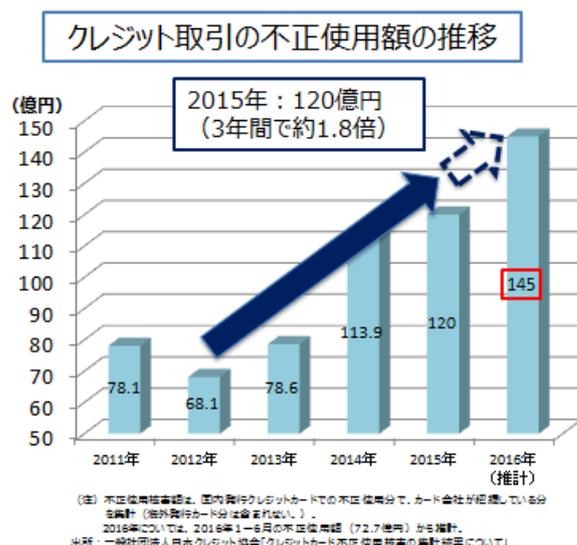
こうした加盟店契約に関与する主体の多様化を背景として、消費者トラブルが急増しており（平成27年：約6万件）、その大半は加盟店に起因するものとなっている。

<図2：クレジットカード取引に関する消費者相談の推移>



また、近年、セキュリティ対策が不十分な加盟店を狙った不正アクセスによるカード情報の漏えい事件が増加し（平成27年報告ベース：36件の販売業者等から約13万件の番号等が流出）、これに伴う偽造カードや本人になりすました不正使用による被害も増加している（平成27年：約120億円）。一方で、クレジットカード利用時の不正使用対策についても、普及状況が十分ではないとの指摘がある。

<図2：不正使用被害額の推移>



漏えいの続発及びそれに続く不正使用被害の増加は、カードの利用に対する消費者の不安感を増大させるとともに、漏えい者以外の関係事業者にも不測の損失が生じる結果、カード取引システムに対する社会的信頼の毀損や取引上の予測可能性低下を招き、ひいてはカード取引の健全な発展を著しく阻害しかねない。特に、クレジットカード決済端末の IC 対応については、諸外国での取組が進展する中、我が国が「セキュリティホール化」し、国際的な犯罪の標的にされるリスクが高まっている。

こうした状況を踏まえ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、インバウンド需要をさらに取り込むため、「安全・安心なクレジットカードの利用環境」を整備することが必要とされている。

決済代行業者は、FinTech を活用することによって、低コストで加盟店の裾野を広げる上で重要性を増すとともに、加盟店管理においても加盟店契約会社に代わって実効的・効率的にこれを行い得る者も増えている。

また、国内におけるカード決済件数は年間約 70 億件あり、一件ごとのコストが少しでも低減すれば、全体としては大きなコスト低減が見込まれるという特徴があるが、割賦販売法において定められている書面交付義務が、取引上のコストとなり、新規ビジネスの阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、FinTech によるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備が必要とされている。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

割賦販売法

改正案第 30 条の 2 の 3 第 4 項及び第 5 項 (書面の交付等)

改正案第 35 条の 16 (クレジットカード番号等の適切な管理)

改正案第 35 条の 17 の 2 (クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)

改正案第 35 条の 17 の 8 (クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

改正案第 35 条の 17 の 15 (クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

5. 想定される代替案

(1) 加盟店管理

自主規制団体を通じて、加盟店契約会社及び決済代行業者に加盟店管理を行わせる自主規制を設ける。

(2) セキュリティ対策

カード情報を保有する全ての事業者に対して、ガイドライン等を通じて、クレジットカード番号等の適切な管理をすべきことを周知する。

また、加盟店に対し、ガイドライン等で定める基準に従って、カード等の不正な利用を防止するための措置を講じるべきことを周知する。

(3) 消費者への適正な情報提供の実施

クレジットカード決済による販売契約等を締結した際には、加盟店に一定の事項を記載した書面の交付を求めていた（個別の承諾があった場合のみ電磁的方法が可能。）ところ、「書面交付」に代えて、「情報提供」を求めることとし、購入者等が特に書面の交付を求めたとしても、書面を交付する必要はないものとする。

6. 規制の費用

(1) 加盟店管理

	改正案	代替案
遵守費用	登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」（200社以上を想定）に、加盟店管理及び内部管理体制の整備を行う費用が発生する。	200社以上にのぼる自主規制団体に所属している加盟店契約会社及び決済代行業者に、加盟店管理及び内部管理体制の整備を行う費用が発生する。
行政費用	国において、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録・審査、遵守状況の検査・監督のための費用が発生する。	特に発生する費用は想定できない。
その他の社会的費用	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。

(2) セキュリティ対策

	改正案	代替案
遵守費用	全国で340万事業所以上とも言われている加盟店	番号管理に係るガイドラインを遵守した場合には、

	<p>に、情報漏えい対策を行う費用が発生する。また、加盟店に不正使用対策（対面は偽造カード、非対面はなりすまし防止等）を行う費用が発生する。</p> <p>（不正使用対策の例）</p> <p><対面> 決済端末の IC 対応化</p> <p><非対面> パスワードによる本人認証</p> <p>等</p>	<p>加盟店に情報漏えい対策及び委託先の指導等を行う費用が発生する。また、不正使用対策に係るガイドラインを遵守した場合には、加盟店に不正使用対策を行う費用が発生する。しかし、任意の措置であることから、事業者が企業経営等の観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また取り組まない場合には、追加費用は発生しない。</p>
行政費用	特に発生する費用は想定できない。	国において、ガイドライン等の作成、周知の費用が発生する。
その他の社会的費用	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。

（３）消費者への適正な情報提供の実施

	改正案	代替案
遵守費用	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。
行政費用	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。
その他の社会的費用	特に発生する費用は想定できない。	書面交付義務を撤廃することで、一定割合存在する、書面による情報提供を望む消費者への情報提供が確保されない。

7. 規制の便益

（１）加盟店管理

	改正案	代替案
便益	現状、約6万件（平成27年）の消費者相談件数（※）があるところ、登録	任意の取組により消費者トラブルの減少等の効果が一定程度見込まれるが、自

	<p>を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」が加盟店管理を行うことで、クレジットカード加盟店によるネットでの悪質取引等、消費者トラブルが減少。安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備により、カード利用に関し、訪日外国人の安心確保により、インバウンド需要をさらに取り込むことができる。</p> <p>※相談 1 件あたりの購入金額は約 18 万円（平成 25 年）</p>	<p>主規制団体に加入していない加盟店契約会社及び決済代行業者に加盟店管理を遵守させることができず、そうした事業者が規制の抜け穴になり、加盟店がシフトする可能性があることから、その効果は限定的。</p>
--	--	---

(2) セキュリティ対策

	改正案	代替案
便益	<p>加盟店のセキュリティ対策強化により、カード情報の漏えい（平成 27 年：約 13 万件の番号等流出）が減少し、これに伴う偽造カードや本人になりすました不正使用による被害（平成 27 年：約 120 億円）も減少。安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備により、カード利用に関し、訪日外国人の安心確保により、インバウンド需要をさらに取り込むことができる。</p>	<p>ガイドライン等の周知により事業者の自主的なセキュリティ対策が行われる可能性はあるが、あくまで自主努力に委ねられているため、効果は限定的。</p>

(3) 消費者への適正な情報提供の実施

	改正案	代替案
便益	<p>提供する情報項目の絞り込みと提供方法の柔軟化に</p>	<p>書面交付義務の撤廃に伴う店頭オペレーションのス</p>

	<p>伴う店頭オペレーションのスマート化により、FinTech 企業による消費者にとって利便性の高い新たな決済サービスの普及が促進される。一方で、消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととするので、事業者にとっては引き続き書面交付による制約が部分的に残る。</p>	<p>マート化により、FinTech 企業による新たな決済サービスの普及を促進することができる一方で、電子的方法により受け取る手段を有さない消費者にとっては不利益が生じる。</p>
--	---	--

8. 政策評価の結果

加盟店契約会社や決済代行業者は、加盟店に対してクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約の締結により加盟店の番号等の適切な管理及び不正利用の防止等に重要な役割を果たしているが、割賦販売法の規制対象ではなかった。改正案によりこのような加盟店契約会社や決済代行業者に加盟店管理を義務付けるとともに、加盟店にセキュリティ対策を義務付けることで（平成27年：約13万件の番号等流出）及び不正使用被害（平成27年：約120億円）や、悪質取引等の消費者トラブル（平成27年：約6万件）が減少することが見込まれる。

また、登録制度の導入により加盟店契約会社と同等の体制を持つ決済代行業者（FinTech 企業等）に法的位置付けを与えるとともに、書面交付義務について、情報提供義務に代えた上で提供する情報項目の合理化を行うことで、技術力・信頼度の高い決済代行業者による独自の技術を活かした利便性の高い新たな決済サービスの普及促進が期待される。よって、定期的に、又は必要に応じて（例：1年間に1回）行う加盟店調査やセキュリティ水準の高い決済サービスの導入など、事業者や行政機関に追加負担費用が発生しうると考えられるが、消費者における改正案による便益は大きく、社会全体で見れば便益はその費用を上回ると考えられる。

他方、代替案のうち（1）（2）については、悪質取引等、消費者トラブルや、カード情報の漏えい及び不正使用被害が減少せず、技術力・信頼度の高い決済代行業者による独自の技術をいかした利便性の高い決済サービスの普及促進を図ることができない恐れがあり、便益が限定的であると考えられる。また、（3）については、店頭オペレーションのスマート化により、FinTech 企業による新たな決済サービスの普及を促進し、取引情報の電子データ化を促進し、他分野の FinTech 企業のためのビッグデータを充実させることができるが、一定割合存在する、書面による情報提供を望む消費者への情報提供が確保されない恐れがあるため、社会的費用が発生しうる。

先述のとおり、安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備及び FinTech によるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備が必要であり、この実現のためには、改正案を講ずることが適切であると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

平成 26 年から平成 28 年にわたり、クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上について、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において検討してきた。

平成 27 年 7 月 3 日には、クレジットカード取引におけるオフアス化等の機能分化（アンバンドリング化）といったクレジットカード取引の基盤にかかわる大きな構造変化の潮流を踏まえ、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、クレジットカード取引を利用することで便益を受ける消費者の利益保護と、消費者トラブルの未然防止や救済による消費者の利益保護の両立に配慮しつつ、政府に対してオフアス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備等を要請する報告書がとりまとめられた。

また、平成 28 年 6 月 2 日には、セキュリティに係るリスクの急速な高まりや移動可能端末等決済事業者等に代表される FinTech の活用可能性の拡大といった状況を踏まえ、消費者保護及び産業政策上の観点から、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、割賦販売法の改正等に係る基本的方向性を示した平成 27 年報告書の追補版がとりまとめられた。具体的には以下のとおり改正案に係る言及がなされている。

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～（平成 27 年 7 月 3 日） （産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会）（抄）

第 2 章第 2 節第 2 款 1. オフアス取引に対応した制度整備等について

（1）加盟店契約会社に係る事項

○ 登録制の導入

- ・ 加盟店契約会社について登録制を導入する。（略）

○ 加盟店調査の実施等に係る規定の新設

- ・ 加盟店との契約時に、加盟店に係る一定事項の確認を求める。（略）

（2） 決済代行業者 に係る任意登録制の導入及び登録を受けた者が介在する取引に係る特例

- ・ 加盟店契約会社と加盟店の間に介在し、加盟店契約の締結段階ないし履行段階に関与する主体のうち、一定の登録要件を満たす者は、登録を受けることができることとする。（略）

- ・ 登録を受けた者のみと取引を行う加盟店契約会社については、加盟店調査を遂行する体制等、登録要件を一部軽減する。

- ・ 登録を受けた者が介在する取引については、当該登録を受けた者に（1）の加盟店調査の実施等を求めることとし、当該登録を受けた者を選択した加盟店契約会社は、当該取引については行為規制の対象とならないものとする。（略）

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引

第2章第2節1. 基本的な考え方及び措置の方向性

（2） クレジットカード番号等の情報管理

（前略）クレジットカード番号等（以下「番号等」という。）の管理については、個人情報保護法の改正により取扱個人情報の件数による裾切りがなくなり、中小企業も含め全ての事業者に安全管理が義務づけられたこととのバランスも考慮し、加盟店等に対しても、努力義務にとどまらず、義務（違反に対して一定の制裁措置が規定されるもの）を課し、クレジットカード情報の保護（不正アクセス等による漏えい防止）を図ることが適切である。

（3） 不正使用の防止

番号等の情報管理は、情報漏えい自体を防止することにより不正使用の根本原因の抑止に繋がるものである。他方、情報漏えいの完全な防止は現実には困難であり、海外での情報漏えいを契機に国内で不正使用が発生しうる等の限界もあることに鑑みれば、不正使用の横行による機能不全を防止し、クレジットカード取引システムの信頼を確保すべく、加盟店に対してクレジットカードの不正使用対策義務を課し、正当な権利者（本人）以外の者による不正使用防止（対面取引における偽造カードの使用防止と非対面取引におけるなりすましの防止）を図ることが適切である。

第4章第3節3. 具体的な対応

（2） 消費者に提供すべき情報項目の見直し

書面交付義務において消費者への提供が必要な情報の項目については、消費者保護の趣旨に照らし、現行法令の規定内容が現状において合理性を持っているか、あらためて見直す余地がある。

例えば、①カード会社により情報提供がなされる（30条、30条の2の3第1項・2項）ため、必ずしも加盟店に提供を義務付ける必要のない項目、②法の趣旨との関係で、そもそも、時代の変化により、現時点においては提供が不要になっていると整理できる項目、③情報提供が必要であるとしても柔軟な方法で情報提供させるべき項目、④該当する加盟店にのみ情報提供させればよい項目、といった分類を参考としつつ、消費者にとって、取引のどの段階でどのような情報が必要か、また、それを誰から提供させるべきかという観点から、改めて検討すべきである。

（3） 情報提供の在り方について

スマートフォンの普及等情報化の飛躍的進展という社会状況の変化、FinTech 等によるイノベーション振興の観点、情報提供に関して IT 化に応じた対応を図る他法の動向等を踏まえ、情報提供に関する割賦法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう、「書面交付を原則、電磁的方法を例外」とする現行の書面交付義務の妥当性についても改めて考える必要がある。

例えば、消費者がインターネットを通じて購入の申込みを行った場合など、電磁的方法により情報提供を行うことについて個別に消費者の承諾を求めることが、必要性に乏しく、かつ、消費者にとってもかえって煩雑となると考えられる。また、ネット上の情報提供を可能とすることで、現行では通常月単位となっているリボ払い等に関

する情報提供の頻度を上げ、リアルタイムに近づけていくことや 19、重要事項を絞り込んで表示し、詳細情報は必要に応じてクリックして読みに行くような「伝える」工夫もやりやすくなる等、情報提供の質の向上も期待される。

こうした観点を踏まえつつ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう、①カード発行の際のイシューアによる書面交付義務（30条）、②カード利用の際のイシューアの書面交付義務（30条の2の3第1項・第2項）、③カード利用の際の加盟店の書面交付義務（同条第4項）といった現行の書面交付義務の各類型ごとに、それぞれの機能や立法趣旨に鑑みて、情報提供手段として多様な手段を認めたり、電磁的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する余地がないか、検討すべきである。

特に、カード利用の際の加盟店の書面交付義務については、必ずしも消費者との継続的取引関係を前提としない場合が多いことや、店頭等における多様な情報提供の在り方が考えられることも十分に踏まえて検討する必要がある。また、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である。（略）

10. レビューを行う時期又は条件

この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。